

調書（決定）

事件の表示 平成27年（行ヒ）第295号

決定日 平成28年6月28日

裁判所 最高裁判所第三小法廷

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 東京高等裁判所平成26年（行コ）第362号
（平成27年3月25日判決）

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成28年6月28日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官

当事者目録

申立人 国

処分行政庁 中央労働委員会

同補助参加人 Z1労働組合

相手方 Y1株式会社